

## ライフアカウント L. A. Double 『7ガード』新登場！



明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2006年10月26日から、ライフアカウント L. A. Double 『7ガード』を発売します。

当社は、「CSR（企業の社会的責任）」の重要な取組みとして、「お客さまが安心して生きていくための保障」の提供を推進していますが、『7ガード』は、7つの生活習慣病と介護をわかりやすく整理し、パッケージ化した商品です。

また、『7ガード』の発売にあわせ、現在好評いただいている「がん重点パック」、「女性医療パック」をリニューアルし、がんにも備える『Gプロテクト』、女性の気になる病気にも備える『for Lady』も同時発売します。

以上の取組みにより、「自分のための保障」をさらに充実し、幅広い世代のお客さまへ安心をお届けします。

### 『7ガード』の主な特長

#### I. 生活習慣病保障

##### 特長1. 7つの生活習慣病を保障します

- ① 「7大生活習慣病入院特約」により、7つの生活習慣病での入院を重点的に保障（がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患）
- ② 「がん治療保障定期保険特約」・「6大疾病保障定期保険特約」により、7つの生活習慣病で所定の疾病・状態のときの治療費を「一時金」で保障

##### 特長2. 生活習慣病が重症化したときも保障します

- ③ 「新・生活サポート特約（終身型）」により、入院、一時金に加え、病気がさらに悪化・進行し所定の生活機能障害状態のときの生活資金を「一生涯の年金」で保障

詳しくは2ページをご参照ください

#### II. 介護保障

##### 特長3. 軽度から重度までの介護を保障します

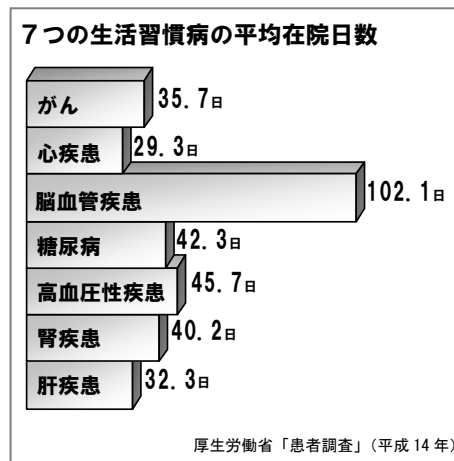
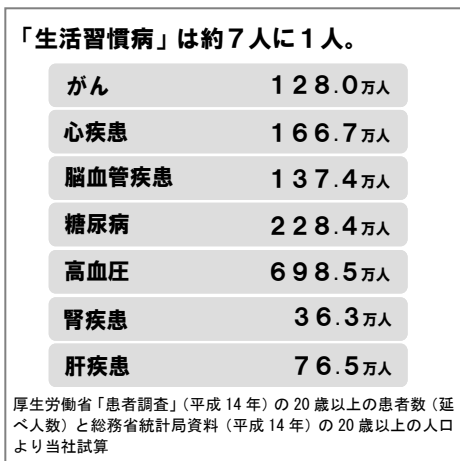
- ① 「新・介護保障定期保険特約」により、軽度の要介護状態（「要介護2」以上など）のときの介護初期費用を「一時金」で保障
- ② さらに状態が悪化し、重度の要介護状態（「要介護4」以上など）のときの介護の継続的な費用を「一生涯の年金」で保障

詳しくは3ページをご参照ください

# 1. 「生活習慣病保障」について

## 非常に多い生活習慣病患者

20歳以上の日本人の約7人に1人は生活習慣病患者といわれており、その患者数は増加傾向にあります。「健康日本21（厚生労働省推進）」でも生活習慣病の予防・改善に向け重点的に取り組んでいるなど、昨今、生活習慣病への関心は高まりを見せています。



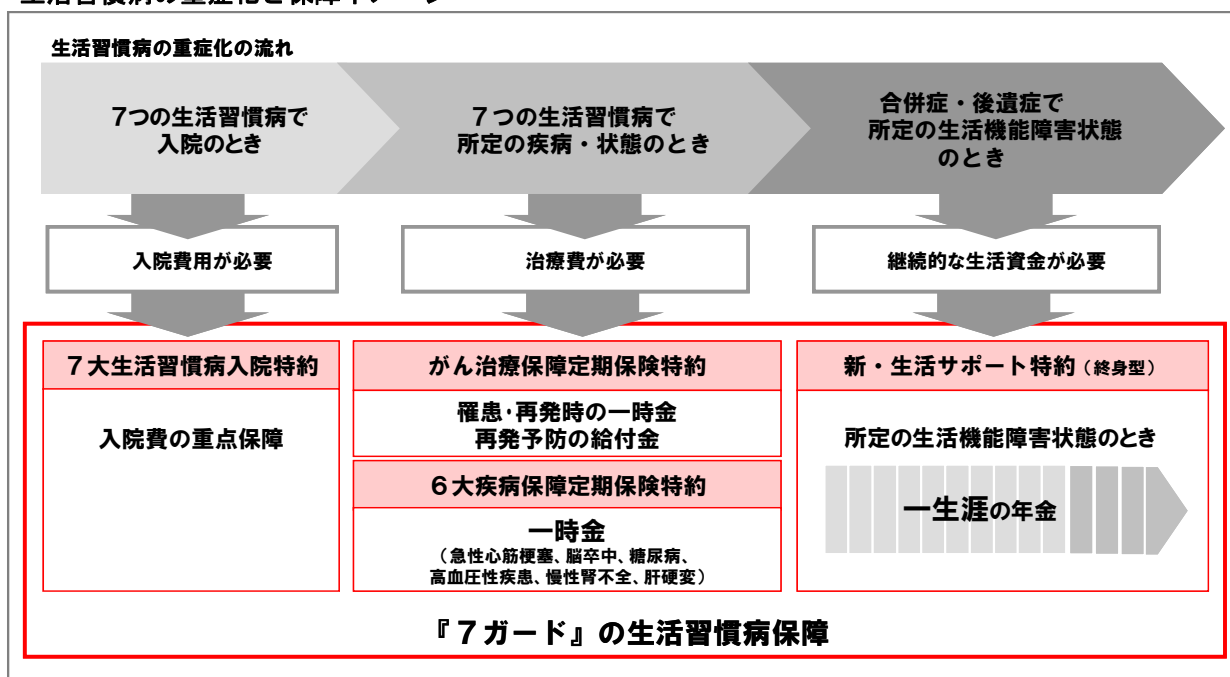
## 生活習慣病の特性

生活習慣病は、①自覚症状が無いまま症状が進行する、②危険因子（高血圧、高血糖など）が重なりあって重症化する、③病状が進行した後では進行前の状態に戻りにくいなどの特性があり、一般的に治療期間は長期にわたり、医療費も高額になる傾向にあります。

## 生活習慣病の重症化に備える『7ガード』

7つの生活習慣病を幅広くカバーするとともに、重症化に至る前の保障と重症化した後の保障をあわせて提供することにより、『7ガード』は、お客さまに安心の保障をお届けします。

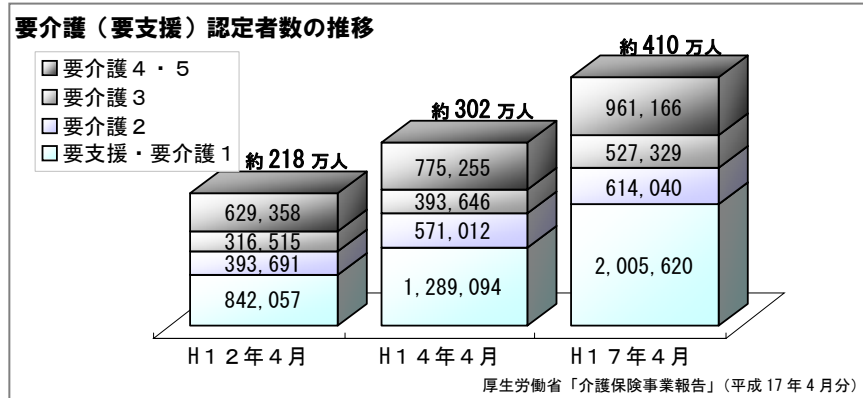
## 生活習慣病の重症化と保障イメージ



## 2. 「介護保障」について

### 増加する要介護認定者

日本における要介護（要支援）認定者は、この5年間で約2倍に増加しています。特に、その状態が軽度なもののほど、増加傾向は著しいものがあります。高齢化の進展により、今後、その数が更に増加すると予想されます。



### 介護（要介護状態）の特性

要介護状態は①要支援から要介護5まで広範囲にわたる、②状態によって必要となる費用も大きく異なるという特性があります。例えば、軽度の要介護状態のときには歩行に支えが必要であることも多く、それにともない住宅を改装する等の一時的な費用がかかります。また、重度の要介護状態になると介護ヘルパーの雇い入れや施設への入所など、継続的な費用がかかります。

### 要介護状態を軽度から重度までを保障する『7ガード』

『7ガード』は『**軽度の要介護状態**』における住宅改装費用等の初期費用に一時金で備える「新・介護保障定期保険特約」と、『**重度の要介護状態**』における施設入所費用等の継続的な費用に生涯の年金で備える「新・生活サポート特約（終身型）」をあわせて提供することにより、お客さまに安心の保障をお届けします。

### 介護の進行・費用と保障のイメージ

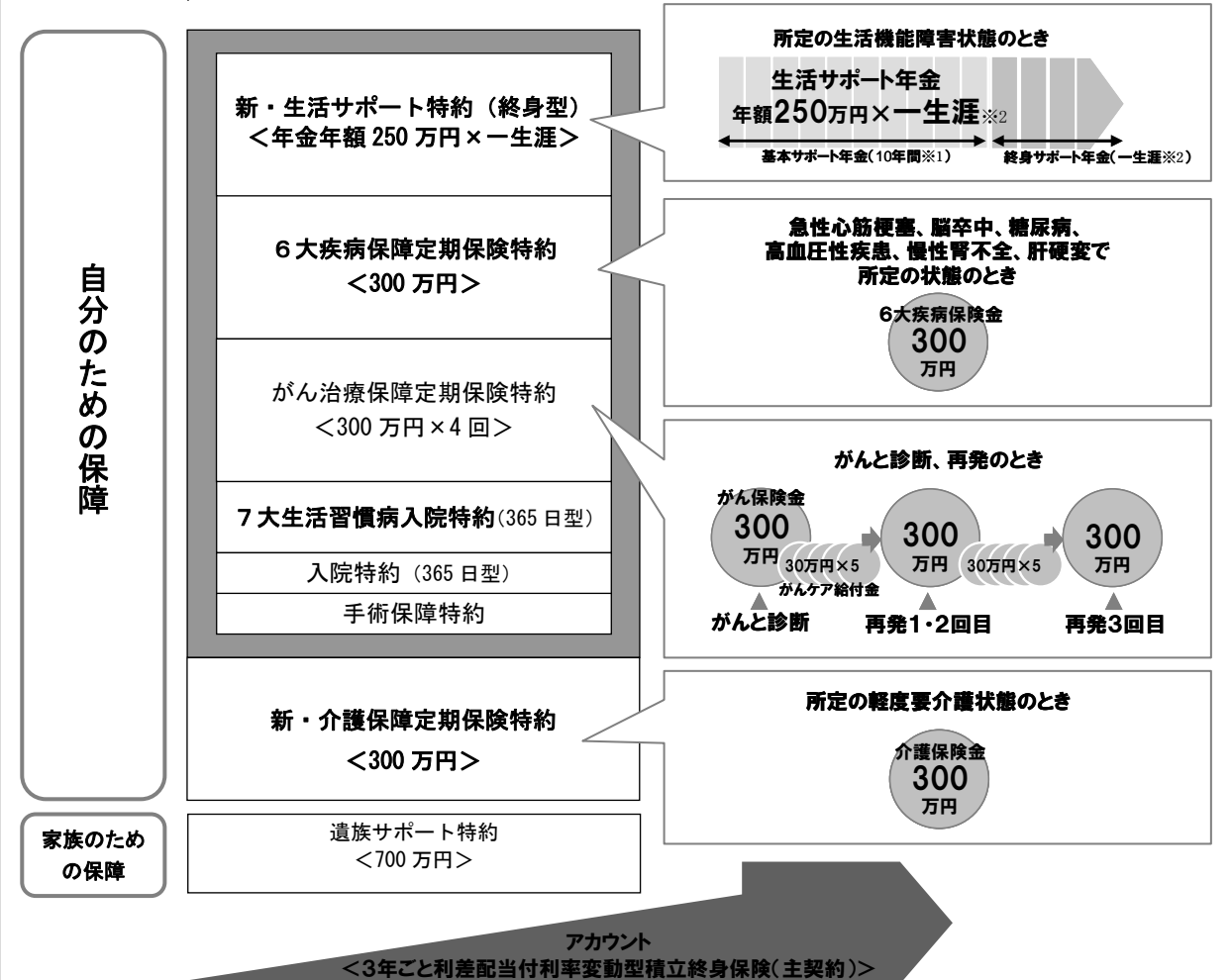


### 3. ご契約例・保険料例

『7ガード』（新・介護保障定期保険特約を付加した場合）

契約年齢範囲【18～70歳】

＜死亡のとき 5,000万円＞



＜ご契約内容＞

☆新・生活サポート特約（終身型）	基本サポート年金年額	250万円
☆6大疾病保障定期保険特約	死亡保険金額	300万円
☆がん治療保障定期保険特約	がん保険金額	300万円
☆7大生活習慣病入院特約（365日型）	生活習慣病入院給付金日額	10,000円
☆入院特約（365日型）	入院給付金日額	10,000円
☆手術保障特約	基準保険金額	200万円
新・介護保障定期保険特約	死亡保険金額	300万円
遺族サポート特約	死亡保険金額	700万円
障害状態による特別終身特約		500万円
リビング・ニーズ特約		付加

※手術保障特約は、手術の種類に応じて基準保険金額の2割・1割・0.5割をお支払いします。  
※『7ガード』は、新規でご加入される「ライフアカウント L. A.」にご契約例の☆印の特約を付加した場合の販売名称です。

※1 基本サポート年金支払対象期間には10年と5年があり、ご契約例は10年のプランです。  
※2 基本サポート年金支払対象期間満了日の翌日に、所定の生活機能障害状態に該当している場合です。

**【保険料例】**  
月掛 口座振替利率 男性 65歳払込満了  
特約保険期間10年（20歳は15年）

契約年齢	保険料
20歳	15,124円（151円）
30歳	17,765円（194円）
40歳	28,505円（271円）

（ ）内はアカウントの最低積立額

上記プラン以外に「新・介護保障定期保険特約」を付加しないプランもございます。

## 4. 新発売特約の支払事由

### 7 大生活習慣病入院特約

支払事由	悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患で入院のとき		
支払日数	1回の入院についての限度		通算支払日数限度
	120日型	365日型	
	支払日数 120日分	支払日数 365日分	

### 6 大疾病保障定期保険特約

6大疾病保険金の支払対象となる疾病と支払事由	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日をふくめて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした手術を受けたとき
	脳卒中	脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日をふくめて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした手術を受けたとき
	糖尿病	糖尿病を発病し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき
	高血圧性疾患	高血圧性疾患を発病し、その疾病により所定の高血圧性網膜症であると医師によって診断されたとき
	慢性腎不全	慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法を開始したとき
	肝硬変	肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断されたとき

### 新・生活サポート特約

生活サポート年金の支払対象となる所定の生活機能障害状態	眼の障害	両眼の視力を全く永久に失ったもの
	言語・そしゃくの障害	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
	両上肢の障害	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	両下肢の障害	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	片側半身の障害	片側1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
	10手指の障害	10手指を失ったもの
	その他の上・下肢の障害	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、または、1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	認知症	認知症による要介護状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日継続したもの
	心臓の障害	心臓の機能に著しく高度の障害を永久に残したもの
	呼吸器の障害	呼吸器の機能に著しく高度の障害を永久に残したもの
	腎臓の障害	腎臓の機能に著しく高度の障害を永久に残したもの
	肝臓の障害	肝臓の機能に著しく高度の障害を永久に残したもの
	寝たきり	寝たきりによる要介護状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて180日継続したもの
	公的介護保険制度の要介護4・5	公的介護保険制度に基づき、要介護4または5の状態に該当すると認定され、その認定が効力を生じたもの

### 新・介護保障定期保険特約

介護保険金の支払事由	次のいずれかの条件を満たしたとき
	<ol style="list-style-type: none"> <li>公的介護保険制度に基づき、要介護2以上の状態に該当すると認定され、その認定が効力を生じたとき</li> <li>次のいずれかを満たすことが、医師によって診断確定されたとき <ol style="list-style-type: none"> <li>歩行障害による所定の要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あり、かつ、回復の見込みがないこと</li> <li>認知症による所定の要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あること</li> </ol> </li> </ol>

※上記は支払事由の全てを表示したものではありません。詳しくは「商品パンフレット」等でご確認ください。